

発議第7号

令和7年12月4日

養父市議会議長 谷 垣 満 様

提出者 養父市議会議員 西 垣 司

賛成者 養父市議会議員 藤 原 芳 巳

同 前 田 稔

同 淨 慶 耕 造

同 石 本 毅

同 井 戸 弘 美

同 深 澤 巧

養父市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

養父市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）の一部を改正したいので、別紙のとおり提出します。

（提出理由）

標準市議会会議規則が、常用漢字の変更及び「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房通知)」等に基づく用字用語の整理並びに都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と協議のうえ「現在の社会情勢等に照らし改正が適当」と判断された事項について改正されたことに伴い、養父市議会会議規則について所要の改正をするもの。

その旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第77条 (略)

2 議事は、議長が適当と認める方法によって記録する。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第105条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第107条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(表決問題の宣告)

第115条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第118条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を

その旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第77条 (略)

2 議事は、議長の定める方法により記録する。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する

(発言の許可)

第105条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第107条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(表決問題の宣告)

第115条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第118条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を

採らなければならない。

(投票による表決)

第119条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第124条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第125条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第126条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

とらなければならない。

(投票による表決)

第119条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第124条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第125条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案がすべて 否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第126条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、_____法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第129条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第131条 委員会は、請願についての審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)

第132条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第133条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認め

(請願の委員会付託)

第129条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第131条 委員会は、請願についての審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)

第132条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第133条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合

